

議案第 36 号

前橋市公衆浴場法施行条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

前橋市公衆浴場法施行条例（平成 23 年前橋市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号チ本文中「10 歳」を「7 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。